

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（給付基礎額）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 給付基礎額は、<u>一万円</u>とする。ただし、その額が、被害者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>一万五千元</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額をもつて給付基礎額とすることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付の支</p>	<p>（給付基礎額）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 給付基礎額は、<u>九千七百円</u>とする。ただし、その額が、被害者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>一万四千五百円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額をもつて給付基礎額とすることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付の支</p>

給原因たる事実が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が九万七千九百九十円以下である場合に限る。) 九万七千九百九十円

三 (略)

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万五千四百円以下である場合に限る。) 四万五千四百円

(葬祭給付の金額)

第十七条 法第五条第一項第六号に規定する葬祭給付の金額は、三十万円に給付基礎額の三十倍に相当する額を加えた額とする。

給原因たる事実が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下である場合に限る。) 八万五千四百九十円

三 (略)

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下である場合に限る。) 四万二千七百円

(葬祭給付の金額)

第十七条 法第五条第一項第六号に規定する葬祭給付の金額は、三十一万五千円に給付基礎額の三十倍に相当する額を加えた額とする。